

斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者の 選定方法及び選定基準

運営事業者の選定は、町が設置する「斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」の審査に基づき実施する。

選定委員会により選定された最優秀提案者及び優秀提案者をもとに、町は優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

町は、優先交渉権者と協定を締結しなかった場合、次点交渉権者と協議し、協定を締結する。

なお、本募集において応募者がいない場合、又は審査の結果により、最低基準点に達する応募者がいない場合等、本募集の内容を達成できないと判断した場合は、事業者の選定を行わない場合がある。

選定方法及び選定基準は次のとおりとし、審査は非公開とする。

1. 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

町において、応募者の資格要件等について審査を行う。要件を具備していない場合は、二次審査に付さないこととし、その旨を応募者に通知する。

(2) 二次審査（ヒアリング審査）

選定委員会において、本事業の計画に係る提案内容を総合的に評価し、点数化する。移管に向けた熱意や、職員の資質向上についての考え方など、子どもや保護者の視点にたった具体的な提案等についてヒアリングを実施する。

よって、二次審査には、必ず法人理事長（担当理事又は本事業の責任者でも可）、園長予定者、会計担当者等法人の代表者として責任をもって対応できる者が出席すること。

(3) 総合的な評価

二次審査結果の合計点が6割以上となった法人から、最も優れた提案を行った応募者を最優秀提案者とし、その次に優れた提案を行った応募者を優秀提案者として選定する。

なお、いずれかの審査項目で、重大な問題点があると評価した場合、他の審査項目の点数に関わらず、最優秀提案者又は優秀提案者として選定しないことがある。

2. 優秀提案者選定基準

審査項目		配点	評価の視点	様式
1. 法人の姿勢 と財務状況	①財務状況	10	・新たな施設運営に必要な経営基盤を有しているか。	6-1
	②運営実績	10	・監査で重大な指摘を受けていないか。指摘や指示内容に適切に対応しているか。 ・自己評価や外部評価に積極的に取り組んでいるか。	
	③応募動機	10	・応募の動機に説得力があるか。	6-2
2. 全体計画	①教育・保育理念	10	・教育・保育理念、教育・保育方針が本町の教育・保育内容を理解したものであるか。	7-1
	②開園日等	10	・開園日や開園時間は、本町の地域性にあった適正な提案であるか。	7-2
			・定員は、過大や過少に見込まれていないか。	
			・保護者の利便性を考慮した延長保育や一時預かりの設定になっているか。	
	③職員配置等	20	・職員配置が充実しているか。	7-3
			・人材確保、人材育成に対する明確なビジョンがあるか。	
④施設整備計画	30	・魅力や特色のある施設や設備の提案がされているか。	7-4	
		・近隣住民等への周知や安全確保が十分検討されているか。		
		・在園児への配慮が十分検討されているか。		
⑤資金計画	10	・施設整備及び開設後の資金計画は適切な内容か。	7-5	
3. 園の運営	①教育・保育計画	10	・教育・保育計画等は、児童の心身の発達に配慮した考え方が示されているか。	8-1
	②給食及び食育	10	・給食提供においてアレルギーへの対策が示されているか。	8-2
			・給食の提供に工夫が見られるか。	
			・食育に関して、町の取組みに沿ったものとなっているか。	
	③安全対策等	10	・安全対策や危機管理体制が具体的に示されているか。	8-3
			・個人情報等の取扱いに十分配慮されているか。	
	④公私連携	20	・町立幼稚園を引き継ぎ、連携を続けていくことに強い使命感を持っているか。	8-4
			・民間移管に向け円滑な取り組みが期待できるか。	
⑤支援等の考え方	10	・支援・配慮を要する子どもや家庭に対する対応が具体的に示されているか。	8-5	
⑥保護者支援	10	・保護者に対する積極的な支援が約束されているか。	8-6	
		・保護者に過度な負担を求めているか。		
⑦地域との連携	20	・小学校や地域との連携を継続するとともに、発展させる意欲があるか。	8-7	
		・地域の未就園児とその家庭に対する子育て支援事業について魅力ある提案がなされているか。		
		200		

【備考】

- ・各項目に対し評価を行い、配点の範囲で点数をつけ、合計点を評価点とする。
- ・最低基準点は、配点合計の60%とする。